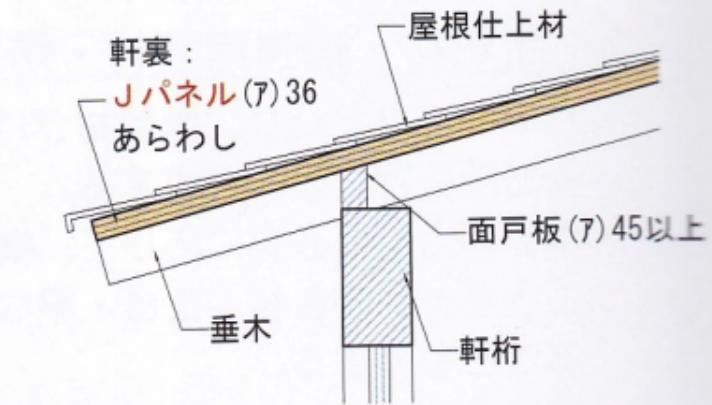


軒裏

《告示番号》
H12建設省告示第1358号

- この告示では、野地板の厚みが30mm以上かつ面戸板の厚みが45mm以上で45分準耐火構造が認められている。そのため野地板および軒裏にはJパネル(ア)36を現しにしてかまわない。
- 垂木も木現しで認められる。これは垂木・野地板が燃え落ちても面戸板の厚み分、そこで火が食い止められることによる。このため、面戸板・垂木・軒桁の周辺を火が貫通しないように、互いに欠き込むなどして少しの隙間もなく納める必要がある。



軒裏断面図